

尼崎市興行場法施行細則(昭和55年尼崎市規則第47号)の全部を改正する。

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)及び尼崎市興行場営業に関する条例(平成24年尼崎市条例第61号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平25規則25・一部改正)

(営業許可の申請等)

第2条 法第2条第1項の規定により同項の許可(以下「営業許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した営業許可申請書に興行場の構造及び設備を明らかにした図面その他市長が必要と認める図書(次項において「添付図書」という。)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 営業許可を受けようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)
 - (2) 興行場の名称及び所在地
 - (3) 興行場の種別
 - (4) 興行場の構造及び設備の概要
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、興行場を経営する事業(営業許可を受けたものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡を受ける者が法第2条第1項の規定により営業許可を受けようとするときは、当該者は、前項各号に掲げる事項及び当該者が当該事業の譲渡を受けることを記載した営業許可申請書に添付図書及び当該事業の譲渡を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該号に定める行為を要しない。
- (1) 前項又はこの項の規定により提出された営業許可申請書に記載されていた事項(前項第1号から第3号までに掲げる事項その他市長が別に定める事項を除く。以下この号において「対象事項」という。)(対象事項について条例第5条の規定による届出があったときは、当該届出(同一の対象事項について2回以上当該届出があったときは、直近の当該届出に限る。))に係る変更後の対象事項)に変更がないとき その変更のない事項を営業許可申請書に記載すること。
 - (2) 前項又はこの項の規定により提出された添付図書(第4条第1項の規定による同項の図書(添付図書に該当するものに限る。以下この号において「変更図書」という。))の提出があったときは、当該提出(同一の変更図書について2回以上当該提出があったときは、直近の当該提出に限る。))のあった変更図書。以下この号において「対象図書」という。)の記載内容に変更がないとき その記載内容に変更がない対象図書を提出すること。
- 3 市長は、仮設又は臨時の興行場について営業許可をするときは、その期間を定めるものとする。
- 4 市長は、営業許可をしたときは、当該営業許可を申請した者に営業許可書を交付するものとする。

(昭62規則34・平25規則25・令4規則30・一部改正)

(営業者の地位の承継の届出)

第3条 法第2条の2第2項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した営業承継届出書に戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により交付された同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しその他市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 営業者の地位を承継した者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
 - (2) 被相続人の氏名及び住所
 - (3) 相続開始の年月日
 - (4) 興行場の名称及び所在地
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 法第2条の2第2項の規定による合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した営業承継届出書に定款又は寄附行為の写しを添えて行わなければならない。
- (1) 営業者の地位を承継した法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
 - (2) 合併により消滅した法人又は分割により興行場営業を承継させた法人の名称及びその主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
 - (3) 合併又は分割の年月日
 - (4) 興行場の名称及び所在地
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(昭61規則39・昭62規則34・平16規則78・一部改正、平25規則25・全改、令4規則30・一部改正)

(変更の届出)

第4条 条例第5条の規定による届出は、同条各号に掲げる事項の変更があった後、速やかに、変更届出書に当該変更を証する図書その他の市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。

2 条例第5条第4号の規則で定める事項は、興行場の種別その他市長が定める事項とする。

(平25規則25・追加、令4規則30・一部改正)

(廃業等の届出)

第5条 条例第6条の規定による届出は、同条各号に掲げる事由が生じた後、速やかに、廃業等届出書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(平25規則25・追加)

(便器の個数の基準)

第6条 条例別表第1第3項エの規則で定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数以上とする。

(1) 入場者の定員が500人以下である場合 3に、入場者の定員が50人を超える部分が30人に達するごとに1を加算した数

(2) 入場者の定員が501人以上1,000人以下である場合 18に、入場者の定員が500人を超える部分が40人に達するごとに1を加算した数

(3) 入場者の定員が1,001人以上1,500人以下である場合 30に、入場者の定員が500人を超える部分が60人に達するごとに1を加算した数

(4) 入場者の定員が1,501人以上2,000人以下である場合 38に、入場者の定員が1,500人を超える部分が80人に達するごとに1を加算した数

(5) 入場者の定員が2,001人以上2,500人以下である場合 44に、入場者の定員が2,000人を超える部分が100人に達するごとに1を加算した数

(6) 入場者の定員が2,501人以上である場合 49に、入場者の定員が2,500人を超える部分が120人に達するごとに1を加算した数

2 条例別表第1第3項エに掲げるもののほか、便所に設けられる便器の個数の基準は、次のとおりとする。

(1) 男子用便所に設けられる便器の個数と女子用便所に設けられる便器の個数は同じであること。

(2) 男子用便所に設けられる大便器の個数は、当該便所に設けられる小便器の個数の5分の1以上であること。

(平25規則25・追加)

(条例別表第2第1項第3号の規則で定める基準)

第7条 条例別表第2第1項第3号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 浮遊粉じんの量 空気1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下とすること。

(2) 温度 摂氏17度以上28度以下とし、冷房設備を使用する場合は、外気の温度との温度差を7度以内とすること。

(3) 湿度 30パーセント以上80パーセント以下とすること。

(平25規則25・追加)

(検査記録の保存)

第8条 営業者は、条例別表第2第1項第2号及び第3号に掲げる基準に適合しているかどうかについての検査の記録を2年以上保存しなければならない。

(平25規則25・追加)

(施行の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(昭62規則34・全改、平25規則25・旧第4条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の尼崎市興行場法施行細則の規定に基づいてなされた申請及び届出は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(昭和61年6月24日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、従前の規定により定められた様式については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則(昭和62年3月30日規則第34号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成16年12月24日規則第78号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日規則第25号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月31日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。